

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第七号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三款 蘭検定所（第三十八条―第四十条）」を「第十三款 削除（第三十八条・第三十九条）」に、「（第四十一条・第四百十二条）」を「（第四十条―第四十二条）」に、「空港」を「空港管理事務所」に、「陸運事務所」を「削除」に改める。

第二条第五項第二号を次のように改める。

### 二 削除

第六条第一項の表総務部の項中「婦人青少年室」を「青少年婦人課」に

改め、同表商工労働部の項中

通商観光課

工業開発係・エネルギー対策  
商係・観光係

係・通

を

通商観光課

工業開発係・地域振興係・観光係

に改め、

同表農林水産部の項中「農業指導課」を「農地経済課」に改め、同表土木

部の項中

港湾課

管理係・港湾係・空港整備室

を

港

湾課

管理係・港湾係・空港整備係

に改める。

第七条企画部の項第三号を削る。

第九条婦人青少年室の項中「婦人青少年室」を「青少年婦人課」に改め

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

## 目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定

土地改良区の役員の就退任（二件）

土地改良区の役員の退任

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良事業の認可（七件）

る。

第九条の二交通対策課の項第四号中「及び陸運事務所」を削る。

第十条保険課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第十条の二健康対策課の項第十七号中「、トラホーム」を削る。

第十二条農業指導課の項中「農業指導課」を「農地経済課」に改め、同条農蚕園芸課の項第八号中「、鹵検定所」を削る。

第十三条港湾課の項第六号中「空港」を「空港管理事務所」に改める。

第十八条の表中

鳥取県危険物取扱者試験委員	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)による危険物取扱者試験の実施に関する事務
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和三十六年法律第七号)による地域防災計画の作成及びその関係行政機関等の連絡調整に関する事務

号)第十三条の三第一項の規定に事務

二百二十三号)第十四条第二項の実施の推進、災害が発生した場合の防災に関する事務

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第二項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務

災課

に、「婦人青少年室」を「青少年婦人課」に、

鳥取県児童福祉審議会

社

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条第四項及び第七項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに若し、出版物等の推薦及びこれを作製し、興行する者に関する勧告に関する事務

児童家庭課

鳥取県児童福祉審議会

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七項の規定による児童の調査審議、知事に対する答申の提出並びに若し、出版物等の推薦及びこれを作製し、興行する者等に関する事項の調査審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務

児童家庭課

に、「農業指導課」を「

農地経済課」に改める。

第二十九条の表中鳥取県東部広域行政管理組合防災行政連絡所の項の次に次のように加える。

鳥取県中部広域行政管理組合  
防災行政連絡所

倉吉市

倉吉市及び東伯郡

第三十四条第二項自動車税課の項第一号及び同条第三項収税課の項第四号中「賦課及び」の下に「課税免除並びに」を加える。

第七十三条第二項保健予防課の項第三号中「、トラホーム」を削る。

第七十九条の表鳥取県立中央病院の項中

心臓血管外科

を

心臓血管外科	
小児外科	

に改める。

第四章第五節第十三款を次のように改める。

第十三款 削除

第三百三十八条及び第三百三十九条 削除

第四章第五節第十四款中第四百十一条を第四百十条とし、第四百二十二条に見出しとして「(分掌事務)」を付し、同条中「蚕業技術の改善と養蚕経営の合理化」を「蚕糸業の振興」に改め、同条に次の一号を加える。

三 繭の品位の検定に関すること。

第四章第五節第十四款中第四百二十二条を第四百十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(内部組織)

第四百二十二条 蚕業指導所に庶務係及び業務係を置く。

第四百五十六条第一項の表鳥取県鳥取土木事務所の項、鳥取県郡家土木事務所の項及び鳥取県倉吉土木事務所の項中

を

用地課

道路用地係・河川用地係

に改め、同表鳥取県

米子土木事務所の項中

用地課

用地係・登記係

を 用地

課 道路用地係・河川用地係

に、

建築課

住宅係・建築係・営繕係

を

建築課

住宅係・建築係・営繕係・設備係

に改め、同表鳥取県根雨土

本事務所の項中

用地課

用地係・登記係

を

用地課

道路用地係・河川用地係

に改める。

第四章第六節第二款を次のように改める。

第二款 空港管理事務所

(設置)

第四百五十六条の六 空港管理事務所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県鳥取空港管理事務所		鳥取市	

(分掌事務)

第四百五十六条の七 空港管理事務所は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)第二条の規定により設置された空港の管理に関する事務を分掌する。

第五章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第四百六十三条から第四百六十五条まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

2 鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、以下一号ずつ繰り上

げる。

(鳥取県繭鑑定規則の一部改正)

3 鳥取県繭鑑定規則(昭和二十八年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県繭検定所」を「鳥取県蚕業指導所」に改める。  
第七条を削る。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

4 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「婦人青少年室 婦青」を「青少年婦人課 青」に、「農業指導課 農導」を「農地経済課 農経」に改める。

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則

国民体育大会事務局設置規則(昭和五十五年三月鳥取県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

総務課	総務係・企画広報係・財務係・県民運動係
-----	---------------------

を

総務課

総務係・企画係・広報係・財務係・県民運動係

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百二十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 名	発行記号等	類 別
1820	雑誌その他 の刊行物	ヒロス・アップ VOL・100 局所決案	EP-5-E	表示された 行所名
1821	〃	〃生尺 村田舞衣子 PELLATIO	FB-9	ツリス出版
1822	〃	猿猴写真 緑色写真 創刊2号	FB-0	ツリス出版

1823	"	淫靡な少女 甘酸っぱい香り	FC-3	アリス出版
1824	"	フィッガープレス 姿態	FG-5E	アリス出版
1825	"	ソトム 許して男好きな シルが出るまで振めつくす!!	ZM-4E	アリス出版
1826	"	白濁液 倒錯恋愛	FC-2	キャロル出版
1827	"	SOAPLAND	FA-7E5	Do 企画
1828	"	ブイーン奥までいれて 熱愛少女	FC-4	Do 企画
1829	"	死 Vol.9 寒くはると人恋しい 誰か私を温めて!! もっときつく してっ!!	ES-4S	土曜出版新社
1830	"	Hiheel GET ON UP!	HH-5E	土曜出版新社
1831	"	男と女のBODY COMMUNIC ATION 震える肉髪	ZD-4E	土曜出版新社
1832	"	少女白書 10代異常喪失 幼熟指輪	SH-5E	トライビジョン
1833	"	ビデオスクラソナル スッコソノ スッコソノ の一本	VS-4E	なし
1834	"	ギヤルズ・ジャック 12月号	雑誌コー 下128 53-12	新和出版社
1835	"	ギヤルズビデオ VOL.7 スーパードキョビデオ大特集	雑誌 1838 4-4	三和出版株式会社
1836	"	ビデオボーイ 11月号	雑誌 0767 9-11	英知出版
1837	"	ヘイバディ 4月号	雑誌コー 下079 73-4	株式会社白夜書房
1838	"	漫画アィドル 4月号	雑誌コー 下014 53-4	長巳出版

1839	"	漫画ラフタック 4月号	雑誌コー 下086 57-4	長巳出版
1840	"	漫画エロトラフ 4月号	雑誌 1832 3-4	株式会社蒼竜社
1841	"	漫画パーキング 4月号	雑誌コー 下183 49-4	株式会社蒼竜社
1842	"	漫画カルメン 4月号	雑誌コー 下086 31-4	株式会社蒼竜社
1843	"	漫画ブラザ 4月号	雑誌コー 下078 13-4	株式会社蒼竜社
1844	"	漫画ラフタター 4月号	雑誌 1865 5-4	傑空舎出版社
1845	"	映画デカメロン 4月号	雑誌 0336 9-4	老番館書房
1846	"	笑話ニッポン 3月号	雑誌 0521 5-3	竹書房
1847	"	漫画ローレンス春交 4月号	雑誌コー 下183 87-4	株式会社綜合図書

鳥取県告示第三四二四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり以西土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	高力恒雄	東伯郡赤碕町大字高岡四五四
"	中井孝	"
"	来家豊秋	大字竹内三六六
"	齐尾克己	三六九
"	谷本茂	五八二
"	入江政美	五七四
"	入江重雄	大字宮木三〇一
"	入江重雄	七一一三
"	高力克文	大字高岡四五二
"	永田博道	三〇〇
"	川上幸一	五六
"	山本一郎	大字大父三五七一
"	河上高明	三五五
"	谷本正文	大字山川二一三
"	大口肇	五二〇一
監事	小椋弘志	大字大父八六四
"	村上和則	大字竹内三一五
"	高力義雄	大字高岡三八七一
"	牧田正毅	大字竹内五二一

昭和三十六年三月二十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事	高力恒雄	東伯郡赤碕町大字高岡四五四
"	小川道雄	"
"	小川正則	大字竹内二七一
"		二八六

"	齐尾克己	五八二
"	谷本茂	五七四
"	入江忠夫	大字宮木三〇一
"	入江重雄	七一一三
"	高力克文	大字高岡四五二
"	永田博道	三〇〇
"	川上幸一	五六
"	谷本正文	大字山川二一三
"	大口肇	五二〇一
"	前田勉	大字大父三四〇
"	山本哲嗣	三五七一
"	浪花数雄	八五〇一
監事	高力義雄	大字高岡三八七一
"	牧田正毅	大字竹内五二一
"	川上薫	三六一一

昭和五十六年三月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 浅 井 美 好 東伯郡羽合町大字上浅津五一

昭和五十九年十月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 柳 生 護 東伯郡羽合町大字上浅津四八九

昭和六十年三月二日就任 任期六十二年三月七日まで

**鳥取県告示第三百二十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 加 藤 嘉 幸 八頭郡八東町大字皆原二七九

昭和六十年二月二十日退任

**鳥取県告示第三百二十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項に

おいて準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業立子地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業南谷（向山）地区農用地造成）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百二十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業高橋地区農道整備）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業森本地区農道整備）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業山辺谷地区農道整備）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業会見（朝金）地区農道整備）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業会見（鶴田）地区農道整備）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（小川尻）地区区画整理）を昭和六十年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】